

地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構役員規程第 9 条の規定に基づき地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、基本報酬、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員の報酬は、基本報償とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員の報酬（賞与を除く。）は、毎月 21 日に支給する。

2 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。

3 前 2 項に規定する日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

4 非常勤の役員の報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本報酬)

第 4 条 常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 987,000 円

(2) 副理事長 月額 645,000 円

(3) 理事 月額 514,000 円

2 非常勤の役員の基本報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事 日額 36,800 円

(2) 監事 日額 36,800 円

3 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前 2 項の規定にかかわらず、別に基本報酬の額を定めることができる。

(通勤手当)

第 5 条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(費用弁償)

第 6 条 非常勤の役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員旅費規程の例による。

(賞与)

第 7 条 賞与は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本報酬月額及びその基本報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80

(3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 第 2 項の賞与の額を定めるに当たっては、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

5 次の各号のいずれかに該当するものには、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に

かかる賞与(第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員(同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。)

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(3) 次項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(日割計算)

第8条 新たに役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、報酬が月額で定められている常勤の役員にあつては日割りによつて、報酬が日額で定められている非常勤の役員にあつては勤務の実績によつて計算する。

5 前項の日割計算の方法は、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(職員を兼務する役員の報酬)

第11条 法人の病院長である役員(役員就任日の前日において職員であつた者を除く。)及び地方独立行政法人静岡県立病院機構職員就業規則第19条第2項の規定により、理事長が特に認める場合に該当する者については、この規程に基づく役員報酬は支給しない。

(退職手当)

第12条 役員の退職手当については、支給しない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

追加〔平成21年規程第50号〕

附 則(平成21年規程第61号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規程(「100分の160」を「100分の145」に改める部分に限る。)は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第4号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第35号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第19号)

1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

2 地方独立行政法人静岡県立病院機構役員退職手当規程(平成21年規程第4号)は、廃止する。

附 則(平成23年規程第28号)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第2号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第13号)

- 1 この規程は、平成27年3月17日から施行する。ただし、この規程による改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第4条第1項の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の役員報酬規程第7条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。ただし、平成27年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」と読み替える。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された賞与は、改正後の役員報酬規程の規定による役員報酬の内払とみなす。

附 則(平成28年規程第44号)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 平成28年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは「100分の175」と読み替える。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された賞与は、改正後の役員報酬規程の規定による役員報酬の内払とみなす。

附 則(平成29年規程第6号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第23号)

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 平成29年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、「100分の172.5」とあるのは「100分の175」と読み替える。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された賞与は、改正後の役員報酬規程の規定による役員報酬の内払とみなす。

附 則(平成30年規程第19号)

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 平成30年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替える。

附 則(令和2年規程第16号)

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行し、改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については「100分の170」とあるのは「100分の172.5」と読み替える。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された賞与は、改正後の役員報酬規程の規定による役員報酬の内払とみなす。

附 則(令和2年規程第23号)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については、「100分の167.5」とあるのは「100分の165」と読み替える。

附 則(令和6年規程第23号)

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行し、改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は令和5年12月1日から適用する。

- 2 令和5年12月に支給する賞与に関する第7条第2項の規定の適用については「100分の170」とあるのは「100分の172.5」と読み替える。
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて支給された賞与は、改正後の役員報酬規程の規定による役員報酬の内払とみなす。
附 則（令和7年規程第4号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
附 則（令和7年規程第27号）
 - 1 この規程は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。
 - 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の役員報酬規程第7条第5項第2号及び第3号の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。